

「申請による換価の猶予申請書」記載例

「財産目録」の記載の仕方

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を具体的に記入してください。

（例）勤務先の業績悪化により、平成 28 年 5 月から給与が前年比 30%減となり、ボーナスも支給されなくなった。
生命保険契約を解約するなど、日々の生活費の圧縮に努め、不足分は貯蓄や当該保険の解約返戻金で補ってきたが、当該金銭も残額がわずかとなり、滞納市税の一括納付に充てることで、今後の生活の維持が困難となる。

申請による換価の猶予申請書

平成 28 年 10 月 15 日

多治見市長

地方税法第 15 条の 6 第 1 項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

滞 納 者			住 所（所在地）		岐阜県多治見市〇〇町△△丁目□□番地					
			氏 名（名 称）		多 治 見 太 郎					

一時に納付（入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細	内装業を営んでいるが、主要取引先のひとつである株式会社〇〇〇〇が事業を縮小したため、平成 28 年 4 月から、受注が昨年比 40%程度減少し、事業の資金繰りが悪化した。 事業に係る経費の圧縮や貯蓄の切り崩して凌いできたが、貯蓄が尽き、事業に必要でない自動車を 1 台処分することで、当該維持費としていた金額を生活費に充てている状態である。 今月の売掛金を滞納市税の一括納付に充てた場合には、生活の維持が困難となる。
--	--

申請による換価の猶予を受けようとする期間		平成 28 年 10 月 15 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日			
申請による換価の猶予を受けようとする金額の分割納付（入）計画	納付（入）期限	納付（入）金額 (円)	納付（入）期限	納付（入）金額 (円)	
	H28.10.31	¥40,000			
	H28.11.30	¥60,000			
	H29.1.4	¥35,000			
	H29.1.31	¥40,000			
	H29.2.28	¥65,000			
	H29.3.31	¥10,200+延滞金			

担保	☐ 有 ☒ 無	担保の種類 又は 担保を提供できない特別の事情	
----	---	-------------------------	--

注意事項	添付する書類欄
・財産、収支状況によっては申請書の記載どおりに許可されるとは限りません。 ・法人市民税については、備考欄に事業年度を記載してください。 ・担保については、猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が 3 箇月を超える場合に記載してください。	☒ 財産目録 ☒ 収支の明細書 ☐ 担保関係書類

申請書を提出する日を記載してください。

住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、連絡先（電話番号、携帯番号）を記載し、押印してください。

換価の猶予を申請するときに滞納となっている市税を全て記載してください。
金額が確定していない延滞金の欄は「法律による額」と記載します。

「財産目録」に記載した「3. 現在納付(入)可能資金」額を差し引いた金額を記載します。

「猶予期間の開始日」は「申請書の提出日」です。
「猶予期間の終了日」は納付(入)計画の最終日です。

「収支の明細書」に記載した「7. 分割納付(入)年月日及び分割納付(入)金額」から転記します。

申請書に添付して提出する書類にチェックを付けます。

猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、期間が 3 月を越える場合は、特別の事情がない限り、担保の提供が必要となります。

（例）不動産を担保とする場合

担保	☒ 有 ☐ 無	担保の種類 又は 担保を提供できない特別の事情	種別：土地 地目：宅地 地積：〇〇〇㎡ 所有者：〇〇〇〇 所在：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
----	---	-------------------------	---

1. 住所氏名等

猶予を受けようとする者について記載します。

2. 財産の状況

（1）預貯金等の状況

・申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金、預貯金等の金額を記載します。

（2）売掛金及び貸付金等の状況

・売掛先等の名称、所在地、種類、改修予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金、振込み、手形、小切手等）、金額をそれぞれ記入します。

（3）その他の財産の状況

・所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記入します。（1）に記載した財産について重ねて記載する必要はありません。
・抵当権等の担保権が設定されている場合は「担保等」欄にチェックを入れます。
・「直ちに納付（入）に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付（入）に充てられる財産の金額を記載します。

（4）借入金及び買掛金の状況

・借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。
・「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

3. 現在納付（入）可能資金額

・「事業支出欄」欄は、申請書提出日からおおむね 1 ヶ月以内に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額及び内容を記載します（1 ヶ月を超える場合でも、資金手当てをしておかなければ事業を継続することができなくなる支出予定がある場合は、必要最小限度の範囲内でこの欄に含めることができます。）。

・「生活費」欄は、申請書提出日からおおむね 1 ヶ月以内に支出する、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次の A 又は B のいずれかの方法により計算した金額を記入します（1 ヶ月を超える場合でも、資金手当てをしておかなければ生活を継続することができなくなる支出予定がある場合は、必要最小限度の範囲内で A 又は B のいずれかの方法によって計算した金額に加算することができます。）。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、㊦納税者本人につき 100,000 円、㊟生計を一にする配偶者その他の親族 1 人につき 45,000 円、㊿手取り額から㊦及び㊟を差し引いた金額の 100 分の 20 に相当する金額（又は㊦及び㊿の合計額の 2 倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費などの生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所有資金の額を基準額に加算することができます。

『手取り額』… 給与所得者については、直近の 1 か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

※ 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を A 又は B のいずれかの方法により計算した金額から減算します。

・「(収入見込)－(収入見込)」欄がマイナスとなる場合は、0 円と記載します。

注意事項

※ 記入欄が不足するときは、別紙に記載し、添付してください。

※ 「現在納付（入）可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることができ織る金額であるため、速やかに納付（入）してください。なお、納付（入）が無い場合は、猶予が不許可又は取消しとなる場合があります。

収支の明細書の記載の仕方

1. 住所氏名等

猶予を受けようとする者について記載します。

2. 直前 1 年間における各月の収入及び支出の状況

- 申請書を提出する日の直前の 1 年間における各月ごとの総収入金額、総支出金額、及び差額を記載します。
- 臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）

- 猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。
- 「収入」欄は、売上収入その他の経常的な収入を全て記載します（個人の場合には、給与収入や報酬も記載します）。
- 「支出」欄について
 - ①事業に係る支出
 - 仕入、給与・役員報酬（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。なお、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、不要不急の財産の取得のための支出や期限の定めのない債務の弁済のための支出などは認められないことに留意してください。
 - 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用は支出に該当しません。
 - ②生活費（納税者が個人の場合のみ）
 - 裏面を参照してください

4. 今後 1 年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

- 今後 1 年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。
- 例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

5. 今後 1 年以内に納付（入）すべきことが見込まれる公租公課

- 今後 1 年以内に納付（入）すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料、国民健康保険料等について、その納付（入）すべきこととなる年月、税目等、金額をそれぞれ記載します。
- 月ごとに納付（入）する源泉所得税や社会保険料等は「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄に記載します（事業者の場合）。

6. 家族（役員）の状況

- 納税者が法人の場合、すべての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産を記載します。
- 納税者が個人の場合、生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記載します。

7. 分割納付（入）年月日及び分割納付（入）金額

- 「納付（入）年月日」欄は、猶予期間中の各月の納付（入）年月日を記載します。
- 「納付（入）可能基準額」欄は、「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」で算出した納付（入）可能基準額を記載します。
- 「季節変動に伴う増減額」欄は、「2. 直前 1 年間における各月の収入及び支出の状況」及び例年の収支状況と「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」で算出した納付（入）可能基準額とを比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。
- 「臨時的入出金額」欄は、「4. 今後 1 年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計を記載します。
- 「他の公租公課納付（入）額」欄は、「5. 今後 1 年以内に納付（入）すべきことが見込まれる公租公課」欄に記載した、納付限月における公租公課を転記します。
- 「分割納付（入）金額」欄は、次の計算により算出します。
「納付（入）可能基準額」＋ {季節変動に伴う増減額} ＋ 「臨時的入出金額」－ 「他の公租公課納付（入）額」
- 「最終の納付（入）年月日」欄には、〇〇〇円＋延滞金と記載します。

「徴収の猶予申請書」記載例

- ① 適用条項にチェックを付けます。
→ 地方税法第 15 条第 1 項各号の規定により申請する場合は、猶予該当事実の詳細を記載します。

（例）個人事業で衣料品販売業をしていたが、近隣に大型店舗が進出したことにより、平成〇〇年△月から□月までの売り上げが前年比 70%減となるなど、業績が著しく悪化したため、平成〇〇年×月に従業員を解雇し、事業を廃業した。
- ② 一時に納付（入）できない事情の詳細を具体的に記載します。

（例）廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失 80 万円及び従業員の解雇に伴う退職金 150 万円を併せて 230 万円が、猶予該当事実に基づく支出又は損失となっている。

適用条項を記入します
(紙面中段を参照)

平成 28 年 6 月 15 日

多治見市長

地方税法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

納税者 (特別徴収義務者)	住所(所在地)	岐阜県多治見市〇〇町△△丁目□番地							
	氏名(名称)	多治見 太郎 印							
	連絡先	電話番号 0572 - 〇〇 - 〇〇〇〇	携帯電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇						
納付(入)及び滞納処分費等	賦課年度	対象年度	通知書番号	税(科)目	納期限	未納額(円)	督促手数料(円)	延滞金(円)	備考
	H28	H28	00000	市県民税	H28.6.30	61,000	100	法律による額	○
	H28	H28	00000	市県民税	H28.8.31	58,000	100	法律による額	○
	H28	H28	00000	市県民税	H28.10.31	58,000	100	法律による額	○
	H28	H28	00000	市県民税	H29.1.31	58,000	—	法律による額	○
滞納処分費(円)				合計(円)	235,000	300	法律による額		
納付(入)すべき市税等のうち徴収の猶予を受けようとする金額(円)						235,000	300	法律による額	
納付(入)すべき滞納処分費のうち徴収の猶予を受けようとする金額(円)						0			
地方税法第 15 条第 1 項 各号又は同条第 2 項の いずれかに該当する事実	地方税法第 15 条第 1 項 ☐ 第 1 号 震災、風水害、火災、その他の災害、盗難 ☐ 第 4 号 事業の著しい損失 ☒ 第 2 号 疾病(本人、親族) ☐ 第 5 号 第 1 号～第 4 号に類する事実 ☐ 第 3 号 事業の廃止、休止 (第 号類似)								
	上記第 1 号～第 5 号の事実の詳細 平成 28 年 2 月に〇〇病により手術し、同 6 月 9 日まで入院していた。その後も通院が必要であり、週に 1 回通院している。								
	☐ 地方税法第 15 条第 2 項 (市税の法定納期限から 1 年を経過した日以後にその納付(入)すべき金額が確定した場合)								
	一時に納付(入)すること のできない事情の詳細 △△病院に治療費及び入院費として 50 万円を支払い、うち 20 万円については□□生命保険の保険金を受領した。差額の 30 万円について、上記の猶予該当事実に基づく支出となっている。								
徴収の猶予を受けようとする期間			平成 28 年 7 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日						
徴収の猶予を受けようとする金額の分割納付(入)計画	納付(入)期限	納付(入)金額(円)	納付(入)期限	納付(入)金額(円)					
	H28.6.30	¥10,000	H29.1.4	¥50,000					
	H28.8.1	¥5,000	H29.1.31	¥50,000					
	H28.8.31	¥10,000	H29.2.28	¥50,000					
	H28.9.30	¥5,000	H29.3.31	¥40,300+延滞金					
	H28.10.31	¥10,000	以下余白						
H28.11.30	¥5,000								
担保	☐ 有 ☒ 無	担保の種類 又は 担保を提供できない特別の事情							
注意事項 ・財産、収支状況によっては申請書の記載どおりに許可されるとは限りません。 ・法人市民税については、備考欄に事業年度を記載してください。 ・担保については、猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が 3 箇月を超える場合に記載してください。				添付する書類欄 ☒ 猶予該当事実証明書類 ☒ 財産目録 ☒ 収支の明細書 ☐ 担保関係書類					

申請書を提出する日を記載してください。

住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、連絡先(電話番号、携帯番号)を記載し、押印してください。

徴収の猶予を申請するときに未納となっている市税を全て記載します(猶予を受けようとするものは備考欄に○印を付けます)。金額が確定していない延滞金の欄は「法律による額」と記載します。

「財産目録」に記載した「3. 現在納付(入)可能資金」額を差し引いた金額を記載します。

「猶予期間の開始日」は「申請書の提出日」です(納期限が未到来の場合は、最初の納期の翌日)。「猶予期間の終了日」は納付(入)計画の最終日です。

「収支の明細書」に記載した「7. 分割納付(入)年月日及び分割納付(入)金額」から転記します。

申請書に添付して提出する書類にチェックを付けます。
※ 提出が困難な書類がある場合はご相談ください。

猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、期間が 3 月を越える場合は、特別の事情がない限り、担保の提供が必要となります。

(例) 保証人の保証を担保として提供する場合

担保	☒ 有 ☐ 無	担保の種類 又は 担保を提供できない特別の事情	保証人の氏名：〇〇 〇〇 保証人の住所：〇〇市△△町□□丁目××番地
----	---	-------------------------	---------------------------------------